

くらしの手続きチェックリスト

◆ おくやみ 手続き ◆

斑鳩町

くらしの手続きチェックリスト ●おくやみ 心よりお悔やみ申し上げます。

●本人確認書類を忘れずにお持ちください。

1点で本人確認できるもの・・・運転免許証、マイナンバーカード等(官公署が発行した顔写真付で身分証明ができるもの)
本人確認に2点以上必要なもの・・・年金手帳、介護保険証、社員証、学生証等

場所	窓口番号	課名	対象者	手続き内容	必要なもの	☑
役場 1階	1	住民課	亡くなられた方の親族等	・死亡届の提出(死亡した日付から7日以内にお手続きください。) ※通常、葬儀業者様よりご提出いただきます。 火葬を終えていたら業者様にてお手続きしていただいておりますので提出不要です。	・届書 ・届書の死亡診断書に医師の証明 ・届出人の印鑑(任意)	<input type="checkbox"/>
			印鑑登録をされていた方	・印鑑登録証(カード)の返還	・亡くなられた方の印鑑登録証(カード)	<input type="checkbox"/>
			亡くなられた方が世帯主で、残された世帯員の内、成人が2名以上の世帯の方	・世帯主変更届	・届出人の本人確認できる書類 ※別世帯の方が届出人の場合は、委任状が必要	<input type="checkbox"/>
	2	国保医療課	国民健康保険または後期高齢者医療に加入されていた方	・資格喪失の手続き ・葬祭費の申請 ・保険料(税)の還付手続き(相続人代表者指定届及び還付金の振込先の届出)	・亡くなられた方の保険の資格がわかるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ等) ・通帳(喪主及び相続人代表者名義のもの) ・喪主であることが分かる書類	<input type="checkbox"/>
			国民年金(第1号被保険者)に加入または受給されていた方	・死亡に伴う手続き(未支給年金、死亡一時金等)	・手続きの種類により必要なものが異なります。また、年金事務所での手続きが必要になる場合があります。	<input type="checkbox"/>
			福祉医療(子ども・ひとり親・障害・重度老人等)を受給されていた方	・資格喪失の手続き	・受給資格証 ・相続人代表者名義の口座がわかるもの	<input type="checkbox"/>
	3	税務課	町税(住民税・固定資産税・軽自動車税等)が課税されていた方	・町税の支払いや還付、通知受け取りの窓口となる「相続人代表者」の届出(亡くなられた方の納税義務そのものは、相続人の方全員に承継されます。) ・住民税は1月1日時点でご存命の方に、1年間分の住民税が課税されます。亡くなられた方の住民税は、相続人の方が納付する必要があります。亡くなられた方の住民税は、相続人の方が納付する必要があります。 ※その他不明な点や詳しい内容は税務課までご相談・お問い合わせください。	届出人の本人確認できる書類	<input type="checkbox"/>

場所	窓口番号	課名	対象者	手続内容	必要なもの	<input checked="" type="checkbox"/>
役場 1階	3	税務課	登記していない家屋を所有していた方	・所有者変更の届出 (登記されている家屋や土地の所有者変更は、奈良地方法務局で手続きをしてください。)	届出人の本人確認ができる書類 ※別世帯の方が届出人の場合は、相続人であることを証する書類(戸籍謄本や遺産分割協議書等)	<input type="checkbox"/>
			原付バイクを所有していた方	・廃車または所有者変更の届出 (排気量125ccを超えるバイク・自転車・軽自動車の所有者変更等の手続き先は、【別紙】死亡に関連して生じる手続きの一覧を参照してください。)	・標識(斑鳩町のナンバープレート) ・標識交付証明書 ・届出人の本人確認できる書類	<input type="checkbox"/>
	5	福祉課	70歳以上の方	・高齢者優待券(CI-CA等)の返還 ・高齢者優待利用券(顔写真付のカード)の返還	・高齢者優待券(CI-CA等) ・高齢者優待利用券(顔写真付のカード)	<input type="checkbox"/>
			65歳以上の方	・介護保険被保険者証等の返還 ・介護保険資格喪失の届出 ・介護保険料の還付または納付	・介護保険被保険者証 ・負担割合証(お持ちの方) ・負担限度額認定証(お持ちの方) ・亡くなられた方のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード等) ・通帳(相続人代表者名義のもの) ・届出人の本人確認できる書類	<input type="checkbox"/>
			40歳以上65歳未満で要介護認定をお持ちの方	・介護保険被保険者証等の返還 ・介護保険資格喪失の届出	・介護保険被保険者証 ・負担割合証(お持ちの方) ・負担限度額認定証(お持ちの方) ・亡くなられた方のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード等) ・通帳(相続人代表者名義のもの) ・届出人の本人確認できる書類	<input type="checkbox"/>
			各給付費等の登録口座をお持ちの方	・介護予防・生活支援サービス等 上記の登録口座変更の手続	・相続人名義の金融機関の通帳	<input type="checkbox"/>
			身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた方	・手帳の返還	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	<input type="checkbox"/>
			自立支援医療受給者証(精神通院)を交付されていた方	・受給者証の返還	・自立支援医療受給者証(精神通院)	<input type="checkbox"/>

場所	窓口番号	課名	対象者	手続内容	必要なもの	☑		
役場 1階	6	環境対策課	汲み取り式のトイレをご利用の場合	・し尿くみ取り中止申請 ・し尿くみ取り内容変更申請(世帯員人数の変更等)		<input type="checkbox"/>		
			犬の登録をされていた方	・犬の登録事項変更		<input type="checkbox"/>		
役場 2階	8	安全安心課	防災行政無線戸別受信機の貸与を受けている方	返還手続き、または変更手続き	防災行政無線戸別受信機(変換する場合)	<input type="checkbox"/>		
			11	建設農林課	農地を相続された方	・農地法により届出が必要です。	・届書 ・相続したことがわかる書類(登記事項証明書等)	<input type="checkbox"/>
					農業者年金に加入されていた方	・農業者年金死亡関係届出書が必要です。	・農業委員会事務局にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
					山林を相続された方	・森林法により届出が必要です。	・届書 ・相続したことがわかる書類(登記事項証明書等)	<input type="checkbox"/>
					町営住宅に居住されていた方	・死亡された旨のご連絡		<input type="checkbox"/>
生き生き プラザ 斑鳩	子育て支援課	健康対策課	児童手当を受けていた方 特別児童扶養手当、児童扶養手当を受けていた方	・未支払分の受給手続き	・手続の種類により必要なものが異なりますので、ご連絡ください。	<input type="checkbox"/>		
			流産・死産をされた方	妊婦のための支援給付金の受給手続き	母子健康手帳	<input type="checkbox"/>		
斑水奈 鳩道良 事企県 務業広 所団域			亡くなられた方が、水道使用名義人の場合	・水道使用者の名義変更 ・水道を閉栓される場合は、閉栓手続き、上下水道料金の精算手続きが必要です。 (奈良県広域水業企業団斑鳩事務所 74-1401)	奈良県広域水業企業団斑鳩事務所にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>		
		その他	自治会について	・所属されている自治会長にお問い合わせください。		<input type="checkbox"/>		

※相続関係の各手続きの中で、戸籍謄本の提出や提示を求められることがあります。必要な場合は故人の本籍地所在地の戸籍担当課(斑鳩町が本籍地の場合は住民課)にて取得してください。

※このリストに記載している手続きは一般的なものを示しており、個々人の事情により、必要な手続きは異なることがあります。